

このメルマガジンは群馬産業保健推進センターのホームページに掲載された新着情報や産業保健情報を配信します。

=====

目 次

=====

1. 平成 23 年度の産業保健推進センター事業について
2. 産業保健セミナー（2・3月の予定）のご案内
3. 1月のセミナー結果
4. その他関係機関の動き

=====

平成 23 年度の産業保健推進センター事業について

=====

今年度も2月・3月を残すのみになりました。
群馬産業保健推進センターでも本年度の結果を踏まえて、来年度の計画を作成する時期になりました。事業仕分けなどもありましたが、労働者健康福祉機構の指示を受けて、おおよそ次のような基本的課題を踏まえてセンターの業務を進めていきたいと思えます。

1. 基本的な課題
 - ①職場においてメンタルヘルス不調や過重労働による健康障害等労働者の健康問題が多様化、深刻化していること
また、経済情勢の悪化が企業における健康確保対策に悪影響を与え、労働者の健康を取り巻く状況が一段と厳しさを増すのではないかと懸念されること
 - ②今後産業保健推進センターの段階的集約化と業務の効率化が図られること
2. 平成 23 年度の事業内容（重点事項）
 - ①未利用事業場に対して積極的に働きかけ、相談等の利用を拡大すること
 - ②利用者のニーズを踏まえた効果的な研修実施を実施すること
 - ③ホームページ・メルマガジン等による情報提供の充実をはかること

本年度と大きく変わることはありませんが、窓口相談に関しては、原則として「事前予約制」になる予定です。（メンタルヘルスに関する相談は、今年度と変わりませんが、相談が重なることもあるため、予約いただいたほうが確実です）

また、研修につきましては、平成 23 年度も「産業医」「衛生管理者・労務管理担当者」「保健師・看護師」それぞれを対象に計画します。

なお、23 年度は全国で 6 箇所の推進センターが集約される予定ですが、箇所付けは発表されていません。

産業保健セミナー（２・３月の予定）のご案内

平成 22 年度の研修も少なくなりましたが、２・３月分を掲載しますので、どうぞご参加ください。

（１）一緒に考える衛生管理者の職場巡視

開催日時 ２月３日（木）１４：００～１６：００
会 場 太田市社会教育センター 視聴覚室
講 師 柿沼 泰明 相談員（衛生工学担当）
内 容 健康状態の把握と健康障害防止の観点から、問題点を作業現場から教えてもらうためにどうしたらよいか？チェックポイントと事後措置の実施等について一緒に考えてみようと思います。出来るだけ問題点を持参して参加してください。

（２）栄養指導

開催日時 ２月９日（水）１４：００～１６：００
会 場 高崎市産業創造館
(年度当初にお知らせした会場から変わりましたご注意ください)
講 師 野口 泰子 氏（社団法人日本栄養士会所属 管理栄養士）
内 容 長年の積み重ねでつくられた「生活習慣」の改善は容易ではないが、「健康寿命」を延ばし、ＱＯＬの高いイキイキとした生活を送りたいことは誰もが願うことである。今回の制度の主眼はまさにここにあり、本講座では行動変容を促し、保健指導効果を上げる方法を参加者とともに確認していきたい。

（３）健康づくりのための運動指導

開催日時 ２月１６日（水）１４：００～１６：００
会 場 財団法人東日本労働衛生センター
講 師 中山 伸二 氏（財団法人東日本労働衛生センター）
内 容 運動しようと考えると気が重くなる方はいませんか？出来るだけ気楽に職場で行える筋力トレーニングを紹介します。筋肉量を増やすことで基礎代謝が向上します。コレにより、太りにくい身体になり、メタボリックシンドロームの予防・改善が図られます。講演終了後、次の簡易体力測定を行います。①筋力（握力）②筋持久力（上体起し）③俊捷性（全身反応時間）④平衡性（閉眼片足立ち）⑤柔軟性（体前屈測定）⑥瞬発力（垂直とび）
ご自分がどの位の基礎体力を持っておられるのか？同年代の全国平均値との比較をし分析指導を行います。

（４）過重労働と労災認定（産業医 生涯 更新 ２）

開催日時 ２月１７日（木）１５：００～１７：００

会 場	前橋テルサ 赤城
講 師	河上 眞理子（当センター 副所長）
内 容	脳・心臓疾患が発症した場合、この発症の有力な原因が過重な労働であれば、労災補償の対象となります。脳・心臓疾患の労災認定基準と過重労働による健康障害防止対策をお話しします。

（５）実地研修

開催日時	２月２２日（火）１４：００～１６：００
会 場	F D K トワイセル(株)
講 師	F D K トワイセル(株)スタッフ
内 容	旧社名は三洋エナジートワイセルでしたが、平成２２年１月に社名変更しました。ニッケル水素電池の開発と製造の現場にお伺いし、独自の衛生管理の方法を研修します。

（注意）できるだけ２月１４日までに申し込みをして下さい。
集合場所等は後日ご連絡します。

（６）突然死の予知が難しい現状を前にして

開催日時	２月２４日（木）１４：００～１６：００
会 場	群馬産業保健推進センター セミナールーム
講 師	小野 善平 特別相談員（産業医学担当）
内 容	突然死の原因の大半は心疾患や脳血管疾患です。突然死のリスクを減らす為にはこれらの疾患を予防することが大切です。高血圧治療ガイドラインは２００９年に改定されました。糖尿病やメタボ基準も変わろうとしています。こうした新しい情報を踏まえた保健指導と医療との連携が重要です。

（７）職場における救急体制（ＡＥＤの使用を含む）

開催日時	３月８日（火）１３：３０～１６：３０ （時間注意）
会 場	太田市社会教育総合センター 視聴覚室
講 師	太田市東部消防署 担当官
内 容	いつ、どこで、誰が突然の怪我や病気に襲われるか予測が付きません。職場も例外ではありません。救急車が来るまでの間に適切な応急措置が実施できるかどうかで生死を分けることもあります。緊急事態に備えて、心肺蘇生法、ＡＥＤの使用方法等の実習を行います。

（注意） 年度当初にお知らせした時間とは変わりました。ご注意ください
２月２７日までに申し込みをしてください。
当日は、動きやすい服装、口紅は落として参加をお願いします。

（８）群馬県メンタルヘルスケア研修会

開催日時	３月１０日（木）１４：００～１６：００
会 場	群馬県公社総合ビル 前橋市大渡町１－１０－７（電話 027-231-5311）

- 内 容 ①講 演 (14 時から 15 時)
演題「職場のメンタルヘルスの実際」
講師 椎原康史相談員 (メンタルヘルス担当)
- ②事例研究及び質疑応答 (15 時から 16 時)
座 長 真下 延男 (当センター所長)
シンポジスト 椎原 康史相談員
嶋方 喜斌氏 (カウンセリングルーム「雨上がり」)
長 由紀氏 (㈱ミツバ)
- 対 象 産業医、衛生管理者、保健師、人事・労務担当等
主催団体 群馬県医師会、群馬労働基準協会連合会、当センターの共催
申し込み 群馬県医師会 (027-231-5311) まで
(申し込み用紙はセンターにもありますのでご連絡ください)

(9) 労働衛生のリスクアセスメントについて (産業医 生涯 専門 2)

- 開催日時 3 月 1 7 日 (木) 1 5 : 0 0 ~ 1 7 : 0 0
会 場 前橋テルサ けやき
講 師 柿沼 泰明 相談員 (衛生工学担当)
内 容 一般にリスクアセスメントは安全対策のハード面を中心に行われているが、今回は健康障害防止のために化学物質のリスクアセスメント手法を解説し、事例を挙げて一緒に評価をします。またソフト面のリスクアセスメントについても、全員参加で考えてみようと思います。

1 月のセミナー結果

(1) 保護具の管理実習

1 月 2 0 日 (木)、前橋テルサで、衛生工学担当の大澤武克相談員に講師をお願いして実施しました。

呼吸用保護具の種類、呼吸用保護具の選択方法、防じんマスク、送気マスク等実際の保護具を手に取り、着用しながら実習しました。

参加者からは「非常に実践的で良かった」「ユニークかつ渾身の解説でとても良かった」等のご意見をいただきました。

(2) 管理者のためのリスニングとコーチング

1 月 2 5 日 (火) に高崎市総合福祉センターでカウンセリング担当の鈴木浄美相談員に講師をお願いして実施しました。

「コーチングとは?」「対応の基本」「リスニングの重要性」等について講義の後、2 人一組になり「話の聞き方」「コーチング」を体験しました。

参加者からは、「楽しかった」「いろいろな考え方が聞けた」「簡潔で要点がわかりやすかった」「実習があり時間が短かった」等のご意見をいただきました。

(研修風景の写真は当センターホームページからご覧になれます。)

その他関係機関の動き

- * 「平成 23 年有害物ばく露作業報告対象物質について」が公示されました（厚生労働省）
平成 23 年において有害性ばく露作業報告の対象となるものが公示され、23 年 1 月 1 日から 12 月 31 日の間に製造又は取り扱った場合は 24 年 1 月 1 日から 3 月 31 日までの間に監督署へ報告する必要があります。
下記のホームページから詳細をご覧ください。
<http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/anzen/070409-1.html>

- * 「インジウム・スズ酸化物取扱い作業による健康防止対策に関する技術指針」が定められました（厚生労働省）
下のホームページをご覧ください。
<http://www.jaish.gr.jp/horei/hor1-51/hor1-51-47-1-2.pdf>

- * 労働政策審議会から「今後の職場における安全衛生対策について」の建議が行われました。（厚生労働省・再掲）
今後実施すべきとされた対策は次のものです。
 - ① 機械譲渡時における機械の危険情報の提供の促進
 - ② 職場における自主的化学物質管理の促進
 - ③ 職場における受動喫煙防止対策の抜本的強化
 - ④ 職場におけるメンタルヘルス対策の推進下記のホームページから詳細がご覧になれます。
<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000000zafy.html>

- * 「労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令案要綱」「労働安全衛生規則の一部を改正する省令案要綱」の労働政策審議会に対する諮問及び同審議会からの答申が出ました（厚生労働省・再掲）
この答申を踏まえて、政令・省令の改正作業進められます。
改正の内容は次の 3 点です。
 - ① 酸化プロピレン等に係る労働者の健康障害防止措置の拡充
 - ② 無機砒素化合物に係る健康管理手帳対象業務の拡充
 - ③ 石綿等の全面禁止に係る適用除外製品等の見直し詳細は下記ホームページからご覧になれます。
<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000000zakb.html>

